

2023年度以降入学者用

2023年4月

先端数理科学研究科ネットワークデザイン専攻
博士後期課程生 各位

大学院先端数理科学研究科

博士学位請求論文提出時における研究不正防止に
係る手続きについて

先端数理科学研究科ネットワークデザイン専攻では、2023年度以降入学者の博士学位請求において、下記の通り研究不正防止に係る手続きを行うこととするのでお知らせします。

記

1 剽窃チェックの方法について

研究科が指定する剽窃チェックツール（詳細は指導教員へ確認すること）を使用して剽窃や不適切な引用がないかを確認する。

剽窃チェックツールによる剽窃チェックは、学位請求者の指導教員が行い、学位請求者及び指導教員は、剽窃チェックの結果が適切であることを確認すること。

剽窃チェックは、比較対象資料を限定せずに行い、PDF保存しておくこと。

2 剽窃チェックの対象

- (1) 博士学位請求論文
- (2) 業績書へ記載した査読付き学術論文

3 「博士学位請求論文等の研究不正防止に係る届出書」の提出

学位請求時に、業績論文が適切な学会・ジャーナルに投稿されていることを確認し、学位請求者及び指導教員が署名・押印した「博士学位請求論文等の研究不正防止に係る届出書」を提出すること。

4 剽窃チェックの結果提出について

審査委員会又は研究科から求めがあった場合は、剽窃チェックの結果を速やかに提出すること。

なお、ネットワークデザイン専攻においては、剽窃チェックツールによる剽窃チェックの結果（比較対象資料を限定しない）を、審査委員会に提出することを必須とする。

5 学位論文を修正した場合の対応

審査委員会を経て、博士学位請求論文を修正する場合は、修正版の博士学位請求論文に対して、同様に剽窃チェックを行い、修正版の博士学位請求論文及び「博士学位請求論文等の研究不正防止に係る届出書」を提出すること。

以 上